

東京高裁総第3835号

令和6年11月25日

山 中 理 司 様

東京高等裁判所長官

司法行政文書不開示通知書

9月27日付け（10月1日受付、東京高裁第41号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示しないこととしましたので、通知します。

記

- 1 開示しないこととした司法行政文書の名称等  
東京高裁事務局の総務課業務継続計画（最新版）
- 2 開示しないこととした理由  
1の文書は、作成又は取得していない。

（注）この判断に苦情がある場合は、この通知を発した日（通知書の右上に記載された日付）の翌日から起算して3か月の間、最高裁判所に対して苦情の申出をすることができます。

（担当） 総務課 電話03（3581）1332（ダイヤルイン）